

審査基準等一覧

(消防法令等に基づくもの)

鎌倉市消防本部

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 1
許 認 可 等 事 項 名		禁止行為解除の承認	
根 拠 法 令 及 び 条 項		火災予防条例第23条第1項	
審 査 基 準	関 係 条 項	火災予防条例施行規則第8条	
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	別紙「審査基準」による	
	参 考 事 項	喫煙、裸火使用または危険物物品持ち込み禁止場所の指定 (昭和60年4月1日消本告示第1号)	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日 (休日を含まない)	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

劇 場 等 審 査 基 準

指定場所	禁止行為	審 査 基 準
舞 台	喫 煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。
舞台・客席	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていこと。 5 消火器を設けること。 6 承認範囲は、次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジ式器具に限る。） (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器で、次の要件を満たすもの ア 舞台で、演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100cc以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 オ 燃焼の炎は、安定継続するものであること。 カ 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次の要件を満たすもの ア 飛散した火花が燃えつきるものであること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 ウ 煙火は、固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。） エ 飛しょうする煙火は、認められないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 吹き出し煙火は、噴き出し花火の審査基準

	裸火使用	表によること。 (5) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2 m以内であること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。 7 直接屋外に解放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであって、演技上必要最小限の範囲であること。
舞台・客席	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量0.5kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次に掲げる個数未満であること。 ア 0.1g以下のものは、50個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個 4 直接屋外に開放された場所における持込については、裸火使用の項7によること。
公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。

公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 5 kg に相当する個数未満であること。
------------	-----------	---

噴き出し花火の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞 台	裸火使用	1 実験により特性の確認を行うこと。 2 煙火は、固定して消費すること。 3 飛散した火花が燃えつきるものであること。 4 火花の飛散範囲は 2 m 以内であること。 5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲 2 m の床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方 4 m、周囲 2 m 以内には、可燃物を置かないこと。 7 火花の飛散範囲内に演技者等がいらないこと。 8 火花の飛散範囲から 6 m 以内に観客がいらないこと。 9 消費中の煙火は、移動しないこと。 10 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 11 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備をすること。 12 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

飲食店等審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞 台	喫 煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器を設けること。 6 承認範囲は、次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその

舞 台	裸火使用	他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具（カートリッジ式器具に限る。） (3) 火薬類を消費する場合は、次の要件を満たすもの ア 飛散した火花が燃えつきるものであること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 ウ 煙火は、固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。） (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2 m以内であること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。
	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）ガス総質量0.5kgに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次に掲げる個数未満であること。 ア 0.1g以下のものは、50個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個
公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1

公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。 (3) がん具用煙火（クラッカーに限る。） (4) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5キログラムに相当する個数未満であること。
------------	-----------	---

車両の停車場、船舶・航空機の発着場審査準

指定場所	禁止行為	審査基準
車両の停車場、船舶・航空機の発着場	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の20分の1未満であること。 (3) がん具用煙火（クラッカーに限る。） (4) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5 kgに相当する個数未満であること。

百貨店等審査基準（その1）

指定場所	禁止行為	審査基準	
		大規模な百貨店等（床面積の合計が3,000㎡以上の場合）	床面積の合計が3,000㎡未満の場合
売場	裸火使用	電気	1 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。 2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれのないこと。 4 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 5 消火器を設けること。 6 出入口（道路又は広場に面する出入口をいう。以

売 場	裸火使用	電 気	下同じ。)及び階段等(階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。以下同じ。)から水平距離5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。))。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること(不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。))。	
		気 体 ・ 個 体	1 電気の項1から7までによるほか、次の範囲に限ること。 (1) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ア 消費量は1個につき58kW以下、総消費量は同一承認単位内に存する通常顧客が出入りする部分と合算して175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式器具を除く。))。 ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客が出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下であるこ	1 電気の項1から7までによるほか、次の範囲に限ること。 (1) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ア 消費量は1個につき58kW以下、総消費量は同一承認単位内に存する通常顧客が出入りする部分と合算して175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。)) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客が出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下であるこ

売 場	裸火使用	気体・個体	と。 2 使用する場所は、次によること。 (1) 売場外周部に隣接して防火区画されていること。 (2) 一の階に1箇所（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1箇所とみなす。）であること。 (3) 区画の面積は、150㎡以下であること。 (4) スプリンクラー設備又は自動消火装置が設けられていること。	と。 2 使用する場所は、不燃区画されていること。
	危険物品の持ち込み		1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 出入口及び階段等から水平距離3m（危険物の場合にあつては6m）以上離れていること（耐火構造の壁で防火有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）。) 4 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）。) 5 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 6 承認範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数未満であること。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、裸火使用の項気体・固体の項2によること。	

百貨店等審査基準（その２）

屋内展示場審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
公衆の出入りする部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器を設けること。 6 出入口及び階段等から水平距離 5 m 以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く）。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5 m 以上離れていること（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く）。 8 承認される範囲は、次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 - ア 消費量は 1 個につき 58kW 以下、総消費量は 175kW 以下であること。 - イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式器具を除く。）。 - ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (5) 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね 10cm 以内であること。

公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器を設けること。 3 出入口及び階段等から水平距離 3 m（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあつては 6 m）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）。 4 火気使用場所から水平距離 5 m 以上離れていること（不燃材料で防火上有効にしゃ断する等の措置を講じた場合を除く。）。 5 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 6 承認される範囲は、次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 5 kg に相当する個数未満であること。
------------	-----------	---

スタジオ審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 承認される範囲は次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその

撮影用セットを設ける部分	裸火使用	他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 ア 消費量は1個につき58kW以下、総消費量は175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式器具を除く。）。 ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 液体または固体燃料を消費する火気使用設備器具及びその他の機器は、次の要件をみたす場合に限ること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100cc以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ、又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 オ 燃焼の炎は、安定継続するものであること。 カ 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次の要件を満たすもの ア 飛散した火花が燃えつきるものであること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 ウ 煙火は、固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。） エ 飛しょうする煙火は、認められないこと。 オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 吹き出し煙火は、噴き出し花火の審査基準表によること。 (5) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。 ウ 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。
---------------------	-------------	--

撮影用セットを設ける部分	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 承認範囲は、次によること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 火災予防条例別表第2に定める数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5キログラムに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次に掲げる個数未満であること。 ア 0.1 グラム以下のものは、50個 イ 0.1 グラムを超え15 グラム以下のものは、10個
--------------	-----------	--

噴き出し煙火の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
撮影用セットを設ける部分	裸火使用	1 実験により特性の確認を行うこと。 2 煙火は、固定して消費すること。 3 飛散した火花が燃えつきるものであること。 4 火花の飛散範囲は2 m以内であること。 5 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2 mの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 6 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4 m、周囲2 m以内には、可燃物を置かないこと。 7 火花の飛散範囲内に演技者等がいらないこと。 8 火花の飛散範囲から6 m以内に観客がいらないこと。 9 消費中の煙火は、移動しないこと。 10 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。 11 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備をすること。 12 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 2

許 認 可 等 事 項 名		禁止行為の解除承認（文化財保護等に関するもの）
根 拠 法 令 及 び 条 項		火災予防条例第23条の2第1項
審 査 基 準	関 係 条 項	火災予防条例施行規則第7条第4項
	基 準 （未設定の場合 はその理由）	別紙「審査基準」による
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （未設定の場合 はその理由）	総日数 7日（休日を含まない）
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審 査 基 準	基 準	別紙「審査基準」による
------------------	--------	-------------

重要文化財等審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
建造物の内部及び周囲	喫煙	- 関係者による監視体制が講じられていること。 - 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近としないこと。 - 喫煙設備を設けること。 - 消火器具を設けること。（法令設置と兼用可） - 整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	- 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 - 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 - 関係者による監視、消火等の体制が講じられていること。 - 消火器を設けること。 - 承認される範囲は、次によること。 - 電気を熱源とする火気使用設備器具 - 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 - 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下であること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 3

許 認 可 等 事 項 名		少量危険物等タンクの検査（可否）
根 拠 法 令 及 び 条 項		火災予防条例第48条第1項
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 地下タンク及び移動タンク以外のタンク その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。 ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りではない。 以下裏面に続く
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 検査後3日（休日を含まない）
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審 査 基 準	基 準		
		タンクの容量	板の厚さ
		40 ℓ以下のもの	1.0 mm以上
		40 ℓを超え 100 ℓ以下のもの	1.2 mm以上
		100 ℓを超え 250 ℓ以下のもの	1.6 mm以上
		250 ℓを超え 500 ℓ以下のもの	2.0 mm以上
		500 ℓを超え 1,000 ℓ以下のもの	2.3 mm以上
		1,000 ℓを超え 2,000 ℓ以下のもの	2.6 mm以上
		2,000 ℓを超えるもの	3.2 mm以上
基 準	基 準	2 地下タンク 厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70 キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5 倍の圧力で、それぞれ 10 分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。	
		3 移動タンク 厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有すパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。	

処 分 等 法 令 別 総 括 表

法令の名称				消防法	課等名	予防課予防担当						
No.	条	項	号	許認可等事項名	処分等の区分							帳票 の有無 ・ 帳票 番号
					申請に 対する 処 分	審査 基準 設定	標準 処理 期間	不利益 処 分	処分 基準	届出	行政 指導	
1	3	1		屋外における火災予防に必要な措置の命令				○	×			
2	5			防火対象物の改修、除去等の命令				○	×			
3	5の 2			防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令				○	×			
4	5の 3			防火対象物における火災予防に必要な措置の命令				○	×			
5	8	3		防火管理者を定める旨の命令				○	×			

6	8	4		防火管理者の行うべき業務についての措置命令				○	×			
7	8の2	5		統括防火管理者を定める旨の命令				○	×			
8	8の2	6		統括防火管理者の行う業務についての措置命令				○	×			
9	8の2の2	4		防火対象物定期点検虚偽等表示除去、消印命令				○	×			
10	8の2の3	6		防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し				○	×			
11	8の2の3	8		防火対象物定期点検報告制度の特例認定表示の虚偽表示除去、消印命令				○	×			
12	8の2の5	3		自衛消防組織の設置命令				○	×			

13	11の 5	1		危険物の貯蔵、取扱に 関する命令				○	×			
14	11の 5	2		移動タンク貯蔵所に 関する命令				○	×			
15	12	2		危険物施設の位置等 の措置命令				○	×			
16	12の 2	1		危険物施設の許可取 消、使用停止命令				○	×			
17	12の 2	2		危険物施設の使用停 止命令				○	×			
18	12の 3			危険物施設の緊急使 用停止命令				○	×			
19	13の 24			危険物保安統括管理 者又は危険物保安監 督者等の解任命令				○	×			

20	14の 2	3		予防規程の変更命令				○	×			
21	16の 3	3		事故時の応急措置命令				○	×			
22	16の 3	4		事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）				○	×			
23	16の 6			無許可施設等に対する措置命令				○	×			
24	17の 4	1		消防用設備等の設置維持命令				○	×			
25	17の 4	2		特殊消防用設備等の設置維持命令				○	×			
26	36	1		防災管理者を定める旨の命令				○	×			

[illegible]

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1

不利益処分事項名		火災予防に必要な措置の命令
根拠法令及び条項		消防法第3条第1項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	現実の危険または支障の排除という性質から、一般的には現場で行われる処分であり、ほとんどの場合、手続法の適応除外となる。 しかし、後刻署長名で命令を行う等手続法の適用を受ける場合も考えられるが、周囲の事情に応じた具体的又は現実的な危険又は支障について画一的な基準を策定することは困難である。なお、この場合は意見陳述の機会の付与が必要で、区分は弁明となる。
	参考事項	行政手続法適用 無 (第3条第1項第13号)
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 2

不利益処分事項名		防火対象物の改修、除去等の命令
根拠法令及び条項		消防法第5条
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は必要であるが、本処分は具体的事例に即して人命危険、火災危険を判断して行うべき性格のものであり、画一的な基準を策定することを困難である。 「注」手続法第13条第2項第1号に規定される「緊急の必要」のうち、「現に何かが起こり、又は起ころうとしているわけではないが、現状をそのまま放置し、あるいは現に行われようとしていることをそのまま見逃すといつ危険が生じないとも限らないとき、・・・」に該当する事案がほとんどであり、意見陳述の機会の付与は、ほとんどの場合不要となる。しかし、レアケースでこれ以上の場合は、意見陳述の機会の付与として、弁明が必要となる。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 3

不利益処分事項名		防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令
根拠法令及び条項		消防法第5条の2
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、消防法令により命ぜられた必要な措置の履行状況又は消防法令による命令によっても、引き続き次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・火災の予防に危険であると認めること。 ・消火、避難その他の消防の活動の支障となると認めること。 ・火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認めること。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに、具体的な火災発生危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 4

不利益処分事項名		防火対象物における火災予防に必要な措置命令
根拠法令及び条項		消防法第5条の3
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・火災の予防に危険である行為と認めること。 ・火災の予防に危険である物件と認めること。 ・消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件と認めること。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに具体的な火災発生の危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 5

不利益処分事項名		防火管理者を定めるべきの旨の命令
根拠法令及び条項		消防法第8条第3項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述に付与 不要 (手続法第13条第2項第3号)
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 6

不利益処分事項名		防火管理者の行うべき業務についての措置命令
根拠法令及び条項		消防法第8条第4項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は必要であるが、本処分は具体的事例に即して防火管理上必要が業務（適正な業務）を判断して行うべき性格のものであり、画一的な基準を策定することは困難である。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 要 弁明
	設定等年月日	平成11 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 7

不利益処分事項名		統括防火防火管理者を定める旨の命令
根拠法令及び条項		消防法第8条の2第5項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 8

不利益処分事項名		統括防火管理者の行う業務についての措置命令
根拠法令及び条項		消防法第8条の2第6項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	統括防火管理者の選任義務のある防火対象物において、統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防法第8条の2第1項の消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 9
不利益処分事項名		防火対象物定期点検虚偽等表示除去、消印命令	
根拠法令及び条項		消防法第8条の2の2第4項	
処 分 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・防火対象物点検基準に適合しないで表示が付されていること。 ・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 10

不利益処分事項名		防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し
根拠法令及び条項		消防法第8条の2の3第6項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと。 ・消防法令による命令がされたこと。 ・特例認定の基準に該当しなくなったこと。
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1 1

不利益処分事項名		防火対象物定期点検報告制度の特例認定表示の虚偽表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第8条の2の3第8項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・防火対象物定期点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されていること。 ・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1 2

不利益処分事項名		自衛消防組織の設置命令
根拠法令及び条項		消防法第8条の2の5第3項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	自衛消防組織を置かなければならない防火対象物において、自衛消防組織が置かれていないと認める場合は処分の対象となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 6月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 13

不利益処分事項名		危険物の貯蔵、取扱に関する命令
根拠法令及び条項		消防法第11条の5第1項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1 4

不利益処分事項名		移動タンク貯蔵所に関する命令
根拠法令及び条項		消防法第11条の5第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号、3号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1 5

不利益処分事項名		危険物施設の位置等の措置命令
根拠法令及び条項		消防法第12条第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号、3号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 16

不利益処分事項名		危険物施設の許可取消、使用停止命令
根拠法令及び条項		消防法第12条の2第1項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	いかなる場合に処分を行うかについては、法文により明らかである。しかし、許可の取消し、使用停止、使用停止期間については具体的に定める必要があるが、個別に判断すべきせいかくのものであり、画一的な基準を作成することは困難である。 なお、取消し処分については、以下の場合等に行うものとする。 (1) 許可を受けていないで製造所等の位置、構造及び設備を変更したとき (2) 完成検査前に製造所等を使用したとき (3) 製造所等の位置、構造及び設備に係る措置命令を変更したとき (4) 保安検査に関する規定に違反したとき (5) 定期点検に関する規定に違反したとき
	参考事項	意見陳述の機会の付与 要 聴聞（取消しの場合）弁明（使用停止の場合）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 17

不利益処分事項名		危険物施設の使用停止命令
根拠法令及び条項		消防法第12条の2第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。使用停止の期間については、違反是正のために必要な期間である。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 弁明
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1 8

不利益処分事項名		危険物施設の緊急使用停止命令等
根拠法令及び条項		消防法第12条の3
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は必要であるが、本処分は個別具体的事例ごとに判断すべき性格のものであり、画一的な基準を作成することは困難である。 本処分は、公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要がある場合に行われるものである。 公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要があるとは、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持のうえで危険な状態となった場合で、危険な状態が当該危険物施設にあるか否かを問わないものであることに留意されたい。 なお、消防法の一部を改正する法律について（昭和49年6月25日付消防予第91号、消防安第66号）第2の2を参照されたい。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 19

不利益処分事項名		危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者等の解任命令
根拠法令及び条項		消防法第13条の24
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	前段の規定違反については、法文により明らかである。後段の「これらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは」については、処分の基準が必要となるが、具体的な事例に即して判断すべきものであり、画一的な基準を作成することは困難である。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 要 聴聞
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 20

不利益処分事項名		予防規定の変更命令
根拠法令及び条項		消防法第14の2第3項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	処分基準は必要であるが、具体的な事例に即して判断すべきものであり、画一的な基準を作成することは困難である。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 要 聴聞
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 2 1

不利益処分事項名		事故時の応急措置命令
根拠法令及び条項		消防法第16条の3第3項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 2 2

不利益処分事項名		事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）
根拠法令及び条項		消防法第16条の3第4項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 23

不利益処分事項名		無許可施設等に対する措置命令
根拠法令及び条項		消防法第16条の6
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号、3号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 24

不利益処分事項名		消防用設備等の設置維持命令
根拠法令及び条項		消防法第17条の4第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号、3号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 25

不利益処分事項名		特殊消防用設備等の設置維持命令
根拠法令及び条項		消防法第17条の4第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	法文により明らかである。
	参考事項	意見陳述の機会の付与 不要（手続法第13条第2項第1号、3号）
	設定等年月日	平成11年 7月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 26

不利益処分事項名		防災管理者を定める旨の命令
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	防災管理者の選任義務のある建築物その他工作物において、防災管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 27
不利益処分事項名		防災管理者の行うべき業務についての措置命令	
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項	
処 分 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 28

不利益処分事項名		統括防災管理者を定める旨の命令
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 29

不利益処分事項名		統括防災管理者の行う業務についての措置命令
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合は処分の対象となる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 30

不利益処分事項名		防災管理点検虚偽等表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・防災管理点検基準に適合しないで表示が付されていること。 ・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 31

不利益処分事項名		防災管理対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	防災管理点検報告制度の特例認定を受けた建築物その他の工作物について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと。 ・消防法令による命令がされたこと。 ・特例認定の基準に該当しなくなったこと。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 消防本部予防課

No. 32

不利益処分事項名		防災管理対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は処分の対象となる。 ・防災管理点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されていること。 ・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

処 分 等 法 令 別 総 括 表

法令の名称				消防法	課等名	予防課予防担当						
No.	条	項	号	許認可等事項名	処分等の区分							帳 票 の有無 ・ 帳 票 号 番 号
					申請に 対する 処 分	審査 基準 設定	標準 処理 期間	不利益 処 分	処分 基準	届出	行政 指導	
1	8	2の3	1	防火対象物の定期点 検報告制度の特例認 定	○	×	○					
2	10	1		危険物仮貯蔵・仮取扱 承認	○	×	○					
3	11	1		危険物製造所等設 置・変更許可	○	×	○					
4	11	5		危険物製造所等完成 検査	○	×	○					
5	11	5		危険物製造所等仮使 用承認	○	×	○					

6	11の 2	1		危険物製造所等完成 検査前検査	○	×	○					
7	14の 2	1		予防規定制定・変更認 可	○	×	○					
8	14の 3	1		定期保安検査申請	○	×	○					
9	14の 3	2		臨時保安検査申請	○	×	○					
10	36	1		防災管理対象物の定 期点検報告制度の特 例認定	○	×	○					
11	8	4		完成検査済証の再交 付（危険物の規制に関 する政令）	○	○	○					
12	8の 4	2		保安検査時期変更承 認申請（危険物の規制 に関する政令）	○	○	○					

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 1
許 認 可 等 事 項 名		防火対象物の定期点検報告制度の特例認定	
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第8条の2の3第1項	
審 査 基 準	関 係 条 項		
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 ※ 根拠条項（消防法第8条の2の3第1項各号、消防法施行規則第4条の2の8）の規定上明らかであるため。	
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	30日	
	設 定 等 年 月 日	平成15年 4月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）	

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 2

許 認 可 等 事 項 名		危険物仮貯蔵・仮取扱承認
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第10条第1項ただし書
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則、及び鎌倉市危険物審査指針のとおり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日数 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 3

許 認 可 等 事 項 名		危険物製造所等設置・変更許可
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第11条第1項
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則、及び鎌倉市危険物審査指針のとおり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日間 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 4

許 認 可 等 事 項 名		危険物製造所等完成検査
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第11条第5項
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則、及び鎌倉市危険物審査指針のと おり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日数 1 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。 2 申請日から検査日の前日までの期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 5

許 認 可 等 事 項 名		危険物製造所等仮使用承認
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第11条第5項ただし書
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則、及び鎌倉市危険物審査指針のとおり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 14日数 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 6

許 認 可 等 事 項 名		危険物製造所等完成検査前検査
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第11条の2第1項
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則、及び鎌倉市危険物審査指針のとおり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日数 1 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。 2 申請日から検査日の前日までの期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 7
許 認 可 等 事 項 名		予防規定制定・変更認可	
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第14条の2第1項	
審 査 基 準	関 係 条 項		
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則のとおり。	
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 14日数 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 8
許 認 可 等 事 項 名		定期保安検査申請	
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第14条の3第1項	
審 査 基 準	関 係 条 項		
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	消防法、危険物の規制に関する政令、同規則のとおり。	
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日数 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 9

許 認 可 等 事 項 名		臨時保安検査申請
根 拠 法 令 及 び 条 項		消防法第14条の3第2項
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	消防法、危険物の規制に関する政令、同規則のとおり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日数 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 10

許認可等事項名		防災管理対象物の定期点検報告制度の特例認定
根拠法令及び条項		消防法第36条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 ※ 根拠条項（消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項）の規定上明らかであるため。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成15年 4月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 消防本部予防課

No. 1 1

許 認 可 等 事 項 名		完成検査済証の再交付
根 拠 法 令 及 び 条 項		危険物の規制に関する政令第8条第4項
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	危険物の規制に関する規則のとおり。
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日数 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 消防本部予防課	No. 1 2
許 認 可 等 事 項 名		保安検査時期変更承認申請	
根 拠 法 令 及 び 条 項		危険物の規制に関する政令第8条の4第2項ただし書	
審 査 基 準	関 係 条 項		
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	危険物の規制に関する政令、同規則のとおり。	
	参 考 事 項	消防機関の行政手続指針	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 7日間 休日等及び書類の補正に要する期間は算入しない。	
	設 定 等 年 月 日	平成11年 7月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

審 查 基 準	基 準	
------------------	--------	--